

会員の企業情報の開示に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、定款第15条の規定に基づき、会員の企業情報の開示に関して必要な事項を定めることにより、会員企業の経営の透明性を確保し、顧客（定款第3条第1項第6号に定めるものをいう。以下この規則において同じ。）の保護に資するとともに、商品先物取引業務（定款第3条第1項第5号に定める業務をいう。以下この規則において同じ。）の信頼性の向上を図ることを目的とする。

(開示資料の作成及び開示)

第2条 会員は、別紙のディスクロージャー項目記載要領（以下「記載要領」という。）に基づき、各事業年度ごとに業務及び財務等の状況に関する開示資料（以下「開示資料」という。）を毎事業年度終了後4か月以内に作成しなければならない。

2 会員は、開示資料を作成締切日までに次のいずれかの方法により開示しなければならない。

- (1) 本店、支店その他の営業所又は事務所に備え置く。
- (2) ホームページに掲載する。

3 前項の開示資料は直近の2年間のものを開示するものとする。

(有価証券報告書又は説明書類の代用)

第3条 会員は、開示資料について金融商品取引法に基づき作成した有価証券報告書又は説明書類をもって代用することができる。ただし、記載要領に掲げる項目であつて有価証券報告書又は説明書類に記載されていない項目があるときは、当該項目について記載要領に基づき開示資料を作成し、当該有価証券報告書又は当該説明書類に添付して開示しなければならない。

(開示資料の修正及び開示)

第4条 会員は、開示資料の内容に誤りがあったとき又は不足があったときは、速やかに開示資料を修正し、当該修正に係る開示資料を修正前の開示資料に追加して、開示しなければならない。

(開示資料の提出及び開示等)

第5条 会員は、開示資料について、作成締切日までに本会に提出しなければならない。

- 2 会員は、開示資料を修正したときは、当該修正に係る開示資料を、修正の理由を付して、速やかに本会に提出しなければならない。
- 3 本会は、会員から第1項の規定に基づく開示資料又は前項の規定に基づく修正に係る開示資料の提出がないときは、当該資料の提出を請求することができる。
- 4 会員は、前項の請求があったときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 5 本会は、会員から開示資料の提出があったときは、速やかに本会のホームページに掲載することにより開示するものとする。
- 6 前項の開示資料は直近の2年間のものを掲載するものとする。
- 7 本会は、会員から開示資料の修正に係る開示資料の提出があったときは、速やかに、修正前の開示資料に追加して、開示するものとする。

(開示資料の修正の請求等)

第6条 本会は、会員の開示資料に関し、誤り又は不足があると認めるときは、当該会員に対し、修正を請求することができる。

2 会員は、前項の請求があったときは、正当な理由がない限り、速やかに開示資料を修正し、当該修正に係る開示資料を修正前の開示資料に追加して開示とともに、速やかに当該開示資料の修正に係る開示資料を本会に提出しなければならない。

(情報開示の適用除外)

第7条 会員は、個人である顧客を対象とした商品先物取引業務を行っていない場合など本会会長の承認を受けた場合には、この規則に基づく開示資料の作成及び開示を行わないことができる。

(制裁)

第8条 本会は、会員が次の各号の一に該当するときは、制裁規程に基づき制裁を行うことができる。

- (1) 第2条の規定に基づき開示資料を開示せず又は虚偽の開示資料を開示したとき
- (2) 第4条の規定に基づき開示資料の修正又は開示を行わないとき
- (3) 第5条第1項又は第2項の規定に基づき、開示資料を提出せず若しくは虚偽の開示資料を提出したとき又は開示資料の修正に係る開示資料を本会に提出せず若しくは虚偽の修正に係る開示資料を本会に提出したとき
- (4) 第5条第4項の規定に違反して請求に応じないとき
- (5) 第6条第2項の規定に違反して開示資料の修正、修正に係る開示資料の開示、修正した開示資料の本会への提出を行わないとき

附 則

この規則は、平成20年6月2日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年7月23日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

「別紙1・年次ディスクロージャー項目記載要領」中の「1. 会社の概況」における「⑧主要株主名」及び「⑨役員の状況」の記載要領、並びに「2. 営業の状況」における「⑧苦情、紛争、訴訟に関する事項」の記載要領及び当該様式を改正。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第2条第4項を新設。第5条第5項を改正。第5条第6項を第7項に繰り下げ、第6項を新設。

「別紙1・年次ディスクロージャー項目記載要領」中の「2. 営業の状況」における「⑤受託業務管理規則」の記載要領を改正。

附 則

この改正は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

ただし、第 2 条第 2 項及び第 3 項で規定する月次開示資料の作成及び開示については、施行日から起算して 6 月を経過するまでの間は、商品先物取引法第 2 条第 22 項第 1 号に規定する国内商品市場における取引にのみ適用する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

第 1 条、第 2 条第 3 項、第 3 条、第 7 条、第 8 条柱書きを改正。

附 則

この改正は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

(注) 改正事項は、次のとおりである。

第 2 条第 2 項及び第 3 項を改正。

「別紙 1 ・年次ディスクロージャー項目記載要領」を全面改正。

附 則

この改正は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

第 2 条第 1 項を改正。第 2 条第 2 項を削除し、第 2 条第 3 項、第 4 項を第 2 項、第 3 項に繰り上げ。第 3 条、第 5 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 5 項、第 6 項、第 7 項、第 6 条第 2 項、第 8 条第 3 号、第 5 号を改正。

「別紙・ディスクロージャー項目記載要領」を改正。

「別紙 2 ・月次ディスクロージャー項目記載要領」を廃止。

附 則

この改正は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

(注) 改正事項は次のとおりである。

「別紙・ディスクロージャー項目記載要領」を改正。

ディスクロージャー項目記載要領

開示項目	記載要領	備考
① 会社の概況	[顧客が取引の委託先又は相手方となる商品先物取引業者を選択する際に有益な情報となる会社の概況について作成する。]	
*① 商号、許可年月日等	商号又は名称、本店の所在地、代表者役職・氏名、許可年月日、加入する商品先物取引協会及び委託者保護基金の名称を記載する。 会社の設立日から現在までの間における、商号や商品先物取引業の変遷、支店その他の営業所又は事務所の開設等につき簡潔に記載する。	年表形式で作成することができます。
*② 事業の内容	経営組織、商品先物取引法（以下「法」という。）第2条第22項各号に掲げる行為に係る業務の種別及び兼業業務の状況について簡潔に記載する。 委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行っている場合には、その相手方となる商品先物取引業者等の商号又は名称を、店頭商品デリバティブ取引においてカバー取引を行っている場合には、その相手方となる他の商品先物取引業者等の商号、名称若しくは氏名を記載する。また、商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者である会員は、商品先物取引仲介業者の商号又は名称を記載する。	組織図、商品取引所別や店頭商品デリバティブ取引の対象商品を一覧表で作成することができます。
*③ 営業所、事務所の状況	本店、支店その他の営業所又は事務所の名称、所在地を記載する。	
*④ 財務の概要	当該事業年度末における主要な財務指標について記載する。なお、経過年度分を併記することを妨げない。	
(a) 資本金		
(b) 営業収益		
(c) 受取手数料	商品先物取引業務に関するものを記載する。	
(d) トレーディング損益	商品先物取引業務に関するものを記載する。	
(e) 経常損益		
(f) 当期純損益		
(g) 純資産額規制比率	純資産額（＊）／リスク額（＊）×100 (＊「純資産額」は、商品先物取引法第211条第4項において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出し、「リスク額」は、同法第211条に基づく施行規則第99条により算出する。)	省令第100条の2第3項に基づき自己資本規制比率で代用する会員にあっては、当該比率を記載する。
*⑤ 発行済株式総数	発行済株式の総数を記載し、金融商品取引所に上場している場合には、当該金融商品取引所の名称又は商号を記載する。	
*⑥ 上位10位までの株主の氏名等	株式の保有数の上位10名について、氏名又は名称、株式の保有数及び株主等の議決権に占める当該株式に係る議決権の数の割合を記載する。	
*⑦ 役員の状況	役員について、氏名、役職名を記載する。	
*⑧ 役員及び使用人の状況	当該事業年度末における役員及び使用人の総数、そのうちの登録外務員数を記載する。	

開示項目	記載要領	備考
2. 営業の状況	[顧客に有益な商品先物取引業務に係る情報について、毎事業年度末現在で作成する。]	
*① 営業の経過及び成果	当該事業年度における営業の状況について、受取手数料及びトレーディング損益の状況を区分して概括的に説明し、それぞれの収益金額の内訳及び取引所取引にあっては年間売買高を記載する。なお、兼業業務については、任意に記載する。	
② 取引開始基準	商品先物取引業務に関する規則第18条第2項の規定により、対面取引、電子取引等の各社が定めている取引開始基準を記載する。	
③ 顧客数	当該事業年度末における顧客数を記載する。	
3. 経理の状況	[顧客その他商品先物取引業者と取引関係のある者に有益な財務関連情報について、毎事業年度末現在で作成する。]	
*① 貸借対照表		「会社計算規則」第98条
*② 損益計算書		「会社計算規則」第101条
*③ 株主資本等変動計算書		「会社計算規則」第103条
*④ 個別注記表	<p>「会社計算規則」第98条に基づくもののほか、以下の注記項目に留意して開示する。</p> <p>一 重要な会計方針に係る事項に関する注記 会社が現に採用している有価証券の評価基準及び評価方法、棚卸資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却の方法、繰延資産の処理方法、引当金及び特別法上の準備金の計上基準、営業収益の計上基準、その他貸借対照表及び損益計算書の作成のための重要な会計方針について記載する。</p> <p>二 貸借対照表等に関する注記 担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳、(株)日本証券クリアリング機構へ預託している有価証券の内訳、分離保管されている資産の保管先と保管されている金額、商品取引責任準備金の説明、委託者先物取引差金の説明、主な外貨建て資産の内訳等、貸借対照表に係る注記事項を記載する。</p> <p>三 損益計算書に関する注記 受取委託手数料・売買損益の内訳、他の商品先物取引業者に委託している自己取引の値洗損益の状況等、損益計算書に係る注記事項を記載する。</p>	「会社計算規則」第104条
*⑤ 監査に関する事項	公認会計士の監査を受けている場合は、その旨を記載する。ただし、有価証券報告書をもって開示資料に代えている会員については、監査報告書を含めて開示する。	

(注) * を付した項目は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書又は説明書類をもって代えることができる。